

# 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 48 号(沿岸くろまぐろ漁業) 9に基づく違反者への対応及び処分方針について

平成 29 年 2 月 15 日  
日本海・九州西広域  
漁業調整委員会議決

## 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。  
\*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告

## 2. 対応・処分基準

- (1) 上記 1 の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

| 違反内容                                                       | 委員会としての対応・処分                                                                     |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合                                   | ・漁業法第 68 条第 4 項で準用する同法第 67 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注) |
| ② 漁獲実績に係る虚偽の報告をした場合                                        | ・同上                                                                              |
| ③ 漁獲実績に係る報告をしなかった場合<br>*1ヶ月以上の報告遅延を含む。                     |                                                                                  |
| ④ 漁業法第 68 条第 4 項で準用する同法第 67 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 | ・委員会指示の 7 の規定に基づき、承認を取り消す。                                                       |

注 裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 裏付命令の申請に係る者及び当委員会の承認を取り消された者から、新たに承認申請(承継)があった場合、裏付命令を申請した日及び承認を取り消された日から 1 年間は、承認を行わない。

- (3) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長代理)が、違反が悪質と認められる場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、2の(1)の注の手続きにより裏付命令の申請を行うことができる。

### **3. 処分する場合の手続き**

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。 )。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長代理)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。